

再度 官舎長にあげるとの

韓国側との間取り上書の内容の変更は困難な
中(所)。被爆者協会に対する書簡の中で
日韓間の了解に基づくものであることを明確
な形でお示すことにより対処したい。との

秘密指定解除

公文書監理室

秘
無 期 限

決 裁 書

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 ① アジア局長 審 議 官 参 事 官 ② 北東アジア課長 地域覇整官 首席事務官 小川 24-16	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 7.18 決裁 8.29 起案 24-16
送 達 先 ③ 会計課長 調 査 官 首席事務官 主 計 室		
[Redacted Section]		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金 (在韓被爆者支援関係)		
GA 1 (024962, 4, 12411)	外 務 省 426	

7/29

在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金（在韓被爆者支援関係）

1. 

2. 在韓被爆者部分の取扱いについては、これ迄韓国側と協議を重ねてきたところ、今般、（イ）外務部よりは、在韓被爆者支援のための大きな基金（数十億～百億円）を引続き要請するとの立場には変わりないが、右は継続協議とした上で、今年度予算（4,200万円）の扱いについては日本側に任せたい旨、また、（ロ）社団法人韓国原爆被害者協会（在韓被爆者協会）からも、外務部の場合同様従来の要求を留保しつつ、とりあえず今年度計上された4,200万円はできる限り早急に実施したい旨通報越した。

3. ついては、在韓被爆者のための多額の基金の拠出については引続き検討を進めるとともに、今年度計上分については早速実施に移すこととしたい。

（1）資金の拠出先は、（イ）^{本件に関する韓国側の実質的当事者は社団}
（韓国側は被爆者に対し、在韓被爆者の監督の下、大韓赤十字社が行っている）

法人韓国原爆被害者協会であり、在韓被爆者^(組)問題に精通していること、

(ロ) 同協会は保健社会部認可の社団法人で、拠出金を責任をもって運用
 することができる~~と認められることから、社団法人韓国原爆被害者協会~~

←(概要別添1(作成中))→ ~~但し、本韓国政府の同協会の拠出金(別添1)は、同協会の拠出金(別添1)に~~

~~記載されている。同協会の拠出金(別添1)は、同協会の拠出金(別添1)に~~
 (2) また、拠出金の適正な使用を確保するため、日本政府(在韓大使)

と^{韓主}同協会の間の書簡(別添2)をもって、拠出金使用目的は限定(治療等)

されること、韓国政府より適宜指導・助言を仰ぐこと、別口座を設ける

こと、日本政府に対し基金執行状況を報告すること等を確認する。

更に、韓国政府との口上書交換によって(別添3)本拠出金を^{新設}協会に実
 施させること等につき韓国政府の了解を取付けることとする。

4. ついては、具体的に、別添2、3の書簡・口上書案につき韓国側の了
 解を取付け・交換の上、出来るかぎり速やかに本拠出金を拠出することと
 すべく、韓国側(政府・被害者協会)との^{韓主}所要の調整を開始することとし
 たい。また、併せて、渡日治療の実施につき適宜厚生省とも調整を行って
 いくこととしたい。

(別添2)

(日本側書簡案)

大韓民国政府
社団法人韓国原爆被害者協会会長殿

りますが、右に記すは韓国政府よりも異存がある旨の御返答が後に来た
とあります。つまり、両国政府間で御返答されたというに従い、投出
を行うこととした。

日本国政府は、人道的立場から、在韓被爆者を支援することを目的とし
て、貴協会に4,200万円を拠出する用意があるので、別紙のガイドラ
インに従い右拠出金を貴協会において責任をもって使用する旨文書にて確
認していただければ幸いです。

1989年 月 日

駐大韓民国日本国大使

梁井新一 (印)

(別紙)

在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の

使用に関するガイドライン

1. ^{大韓赤十字社}社団法人^{韓国}韓国原爆被害者協会(以下「協会」という)は、日本国政府より受けた拠出金計4,200万円を、在韓被爆者にかかる健康診断費、治療費、渡日治療のための渡航費等を支援するために使用する。
2. ^{韓国}協会は、本拠出金を以て在韓被爆者に対する具体的支援を行うに当って、^{可能な限り社団法人大韓赤十字社と協会の委託で運営し、同協会が拠出金を使用する}大韓民国赤十字社と適宜連絡をとるとともに、韓国政府より随時指導・助言を仰ぐものとする。
3. ^{協会}協会は、専ら本拠出金を使用するための別口預金口座を開設する。
4. ^{協会}協会は、本拠出金の使用について、責任を負うものとし、日本国政府より受けた拠出金が適正かつ専ら事業計画の遂行のため使用され、また、適正かつ効果的、効率的に管理、使用されるよう確保する。
5. ^{協会}協会は、日本国政府より受けた拠出金の使途、管理状況等につき毎年少なくとも1回は日本国政府に報告する。
6. ^{韓国}日本国政府及び協会は、拠出金及びその使途に関し、又はこれに関連して生ずる如何なる問題についても随時連絡・協議する。

(協会側書簡案)

駐大韓民国日本国大使

梁井新一閣下

在韓被爆者支援のための日本国政府の拠出金（４，２００万円）に関する１９８９年 月 日付貴使書簡を受取りました。

当協会^社としては、在韓被爆者の支援に資するため、上記貴使書簡に添付されたガイドラインに従い、責任をもって同拠出金を使用していくことをここにお約束致します。

つきましては、上記貴使書簡に言及されている４，２００万円を別紙に掲げる別口預金口座を通じ、当協会^社に拠出していただくようお願い致します。

大韓連合会
社団法人韓国原爆被害者協会
会長^社 (印)

(別添 3)

(Japanese Note Verbale)

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea and has the honour to inform the Ministry that the Government of Japan has the intention to extend from the humanitarian point of view, assistance to those victims of the atomic air raids who are now in the Republic of Korea, in accordance with laws and regulations of Japan and with cooperation of the Government of the Republic of Korea. For this purpose, the Government of Japan is ready to contribute as much as 42 million yen for fiscal year 1989 to "~~The Association of the~~ ^{Red Cross Society of} ~~Korean Victims of the Atomic Air Raids~~" (hereinafter referred to as "~~The Association~~" ^{Society}) for programs to support the above mentioned people. Such programs will be implemented by the ~~Association~~ ^{Society} in accordance with the guidelines set by the Government of Japan, ^{and make the best use of} under which the ~~Association~~ ^{Society} is required to ^{respect the opinion of} ~~keep in contact with~~ ^{the Association of the} ~~The Red Cross Society of Korea,~~ ^{Korean Victims of the Atomic Air Raids} and to seek, from time to time, guidance and advice of the Government of the Republic of Korea.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea the assurances of its highest consideration.

(ROK's Note verbale)

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea presents its compliments to the Embassy of Japan and has the honour to acknowledge the receipt of the latter's Note Verbale No. dated , 1989.

The Ministry has further the honour to inform the Embassy that the Government of the Republic of Korea has no objection to the Japanese programs in the said Note Verbale for assisting those victims of the atomic air raid who are now in the Republic of Korea.

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea avails itself of this opportunity to renew to the Embassy of Japan the assurances of its highest consideration.